

審 査 基 準

平成 8 年 1 月 1 日作成

条例・規則の名称：佐賀県道路交通法施行細則
条 例 等 の 番 号：昭和 3 5 年佐賀県公安委員会規則第 3 号
許 認 可 等 の 種 類：緊急自動車指定証の再交付
根 拠 条 項：第 6 条第 5 項
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
条例・規則等の定め：佐賀県道路交通法施行細則第 6 条第 5 項（緊急自動車指定証の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：警察本部交通部交通企画課企画第一係
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部交通企画課企画第一係（電話 0952-24-1111 内 5023）
備 考： 令和元年 10 月 18 日改訂